

東北大学教育学部 ハラスメント研修会 「つくろう、ハラスメントのないキャンパス 2010」 実施報告書

大学院教育学研究科ハラスメント防止委員会

宮腰	英一（委員長）
本郷	一夫（委員）
田中	真理（委員）
中島	信博（委員）
工藤	与志文（委員）
菅原	正記（事務長）
加藤	道代（副委員長）

東北大学教育学部ハラスメント研修会
「つくろう、ハラスメントのないキャンパス 2010」実施内容

この研修会は、ハラスメントの予防と適切な対応を目的として、大学院教育学研究科ハラスメント防止委員会が主催し、大学院教育学研究科教務委員会の協力を得て学生を対象として実施された。実施内容は以下のとおりであった。

日 時：2010 年 9 月 30 日（木）14 時 10 分～14 時 40 分

場 所：文系総合棟 2 階 206 教室

対 象：教育学部 2 年に在籍する学生

講 師：吉武清實教授（東北大学高等教育開発推進センター・東北大学ハラスメント全学相談窓口相談員）

内 容：昨年に続き、今年度も教育学部 2 年生を対象として、コースオリエンテーションの時間の一部を用いて実施された。吉武清實教授による教育研究ハラスメント、及び、セクシュアルハラスメントに関する講話があった。「ハラスメント防止・被害者にも加害者にもならないために - 要注意の教員行動 30 箇条 - 」、「ハラスメント問題の理解」の配布資料をもとに、ひとりひとりが被害者にも加害者にもなり得る可能性とともに、ハラスメント予防の意識をもって行動することの必要性が具体的に伝えられた。

要 旨：

1．ハラスメントとは

ハラスメントとは力の濫用であり、暴力である。決して「あって仕方のないもの」ではなく、「無くすために取り組んでいかなければならないもの」である。

東北大学では、教育研究ハラスメント（教育研究における優越的な地位等を利用した不適切な言動による人権侵害行為とセクシュアルハラスメント（他者を不快にさせる性的な言動による人権侵害行為）の２種類を定義している。何がどこまで教育研究ハラスメントかについてはわかりにくい点があるが、判例が蓄積されてきているところである。「要注意（あぶない）言動」に気をつけて予防していきたい。

2．ハラスメントの被害を受けたら

全学相談窓口には年間 50 件ほどの相談があるが、多くは調整の手続きで解決している。全学相談窓口、もしくは教育学部の相談窓口に相談してほしい。相談だけではなく、大学に何らかの解決行為をはかってほしい場合は、調停、調整、調査があるが、大学の HP には「ハラスメント防止に関する規程とガイドライン」が示されているので見てほしい。

3．ハラスメント相談員の果たす役割

相談員は、問題解決に必要な援助を行うために、情報提供、申立書の作成の援助、環境調整、意思決定の支援の他、二次被害防止（申し立てたことによる被害者の不利益の防止）に配慮している。

4．その他

指導に対して自己本位や無責任な教員、攻撃的で侵害的な教員、指導に説明と同意の欠落した教員、密室的・指導体制の教員、私的な関係を持とうとする教員には気をつけて欲しい。もしそのような状況で困った時は、まず相談してほしい。また、友人が悩んでいる場合にも相談することを薦めてあげてほしい。